

無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領の改正について

令和元年 11 月 29 日

国土交通省航空局

国土交通省では、令和元年 9 月 30 日から令和元年 10 月 29 日まで、無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領の改正に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、2 件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ①募集期間：令和元年 9 月 30 日（月）～令和元年 10 月 29 日（火）
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び国土交通省ホームページに掲載
- ③意見提出方法：電子メール、FAX 及び郵送

2. 意見数

本件に関する御意見数 2 件

3. お問い合わせ先

国土交通省航空局運航安全課

電話番号 03-5253-8111

○「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」の一部改正に関するパブリックコメント募集結果

御意見の概要	国土交通省の考え方
<p>製造者が「売りたいがために」短時間の飛行経歴で良いという勝手な設定にできないよう留意が必要である。また、農薬散布等に使われるものについては事故や操縦ミスは被害が拡大するリスクが高いため運用にはご注意ください。</p>	<p>御意見ありがとうございます。十分な自動操縦に係る機能及び信頼性を有していることが確認できた機体を飛行させる場合のみ、10時間の飛行経歴に代えて、安全飛行のために十分と認められる飛行経歴（製造者等が設定した操作訓練時間など）とすることができることとします。</p>
<p>安全のために何らかの担保の措置は必要であると考えているが、改正内容については概要中の閣議決定を前提とした場合、あまり反対でない。（なお、担保・飛行訓練無しでの飛行については許可すべきでないとする。）</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>